

# 平成24年さいたま市議会5月臨時会提出議案一覧

合計8件（専決処分報告議案2件・予算議案1件・条例議案4件・一般議案1件）

## 専決処分報告議案

議案第89号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、緊急にさいたま市市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、平成24年3月30日付けをもって専決処分したものを。

（内容）

- 1 固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の見直し
  - ・平成24年度評価替えに伴い、現行の土地に係る負担調整措置を継続するとともに、一定以上の負担水準の住宅用地等について課税標準額を据え置く措置等を、平成26年度までに段階的に廃止するもの。
- 2 住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例
  - ・東日本大震災の被災者が、住宅の再取得等に係る所得税の住宅ローン控除の特例の適用を受けたときは、現行の個人市民税における住宅ローン控除の対象とするもの。

（施行期日）平成24年4月1日

議案第90号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（議決事項の一部変更について（全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について））

（所管課所・財政局財政部財政課）

平成24年2月議会において議決を得た全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について、緊急に全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する必要性が生じたため、平成24年3月30日付けをもって専決処分したものを。

（内容）

- ・変更内容
- ・新たに選任された委員の任期を他の委員の改選時期に合わせるため、別紙附則を次のとおり変更するもの。

変更前	附 則 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
変更後	附 則 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。 2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第8条第1項の規定により、平成25年3月31日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

## 予算議案

議案第91号 平成24年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）

## 条例議案

議案第 9 2 号 さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
( 所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室 )

南区役所が武蔵浦和駅第 1 街区公益施設棟に移転することに伴い、所要の改正を行うもの。

( 内容 )

1 南区役所の位置の改正

- ・ 南区役所の位置について、「別所 7 丁目 6 番 1 号」を「別所 7 丁目 2 0 番 1 号」に改めるもの。

2 さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正

- ・ さいたま市南福祉事務所の位置について、「別所 7 丁目 6 番 1 号」を「別所 7 丁目 2 0 番 1 号」に改めるもの。

( 施行期日 ) 平成 2 5 年 1 月 4 日

議案第 9 3 号 さいたま市図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

( 所管課所・教育委員会事務局生涯学習部中央図書館管理課 )

武蔵浦和駅第 1 街区公益施設棟の火災によりさいたま市立武蔵浦和図書館の供用開始の日を延期するため、所要の改正を行うもの。

( 内容 )

- ・ 平成 2 3 年 6 月議会において議決を得たさいたま市図書館条例の一部を改正する条例について、施行期日を「平成 2 4 年 6 月 1 日」から「平成 2 5 年 1 月 4 日」に改めるもの。

( 施行期日 ) 公布の日

議案第 9 4 号 さいたま市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

( 所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課 )

武蔵浦和駅第 1 街区公益施設棟の火災によりさいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘の供用開始の日を延期するため、所要の改正を行うもの。

( 内容 )

- ・ 平成 2 3 年 6 月議会において議決を得たさいたま市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、施行期日を「平成 2 4 年 5 月 7 日」から「平成 2 5 年 1 月 4 日」に改めるもの。

( 施行期日 ) 公布の日

議案第 9 5 号 さいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

( 所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課 )

武蔵浦和駅第 1 街区公益施設棟の火災によりさいたま市武蔵浦和コミュニティセンターの供用開始の日を延期するため、所要の改正を行うもの。

( 内容 )

- ・ 平成 2 3 年 6 月議会において議決を得たさいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正

する条例について、施行期日を「平成24年5月7日」から「平成25年1月4日」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

#### 一般議案

議案第96号 議決事項の一部変更について(指定管理者の指定(さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター及びさいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘))  
(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課)

平成23年12月(11月繰上げ)議会において議決を得た指定管理者の指定について、武蔵浦和駅第1街区公益施設棟の火災によりさいたま市武蔵浦和コミュニティセンター及びさいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘の供用開始の日を延期することに伴い、指定する期間を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- ・ 指定する期間の開始日を「平成24年5月7日」から「平成25年1月4日」に変更するもの。